

AI・IoT等を搭載した設備導入支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、AI・IoT等を搭載した設備等、生産性向上を図る設備投資に対する支援事業を下記のとおり募集いたします。

(※AI・IoTを搭載していない設備投資でも、「1 対象事業」の「(1) 事業内容対象」に記載のある要件を満たせば、対象となります)

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

人口減少、労働力人口の減少により県内企業の現場では、人手不足が大きな問題となっています。

そのため、県内中小企業者等が実施する、AIやIoT等を搭載した設備の導入などによって生産性向上を図る取り組みを支援の対象とします。

具体的には、当設備の導入等により、3～5年の時点で、「付加価値額」(※) 年率平均3%以上の向上を達成する取り組みを支援の対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

※「付加価値額」…営業利益+人件費+減価償却費とします。

※なお、今般の新型コロナウイルスの影響により、補助事業実施年度に相当程度の業績悪化が想定される場合は、当該目標を据え置きし、補助事業実施年度の翌年度から3～5年の時点で、年率平均3%以上を達成する計画とすることが可能です。

(2) 実施期間

交付決定日から1年以内

※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き(交付申請、実績報告等)を行います。「5 スケジュール(予定)」をご覧ください。

ただし、初年度における事業実施期間は、原則、交付決定日からその年度の2月末日までとし、2月末日までに補助対象経費の支払や実績報告等を完了させる必要があります。

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業に対して補助金を交付します。

2 対象者（補助金の交付先）

石川県内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。

ただし、設備の導入を県内の事業所にて行うこと。

※本事業における「中小企業者等」とは、以下の表に掲げる者とします。

【応募が可能である者】

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資 本 金 ・ 従 業 員 規 模 の 一 方 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
	その他業種（上記以外）	3億円	300人
組 合 関 連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※注1）、生活衛生同業小組合（※注1）、生活衛生同業組合連合会（※注1）、酒造組合（※注2）、酒造組合連合会（※注2）、酒造組合中央会（※注2）、内航海運組合（※注3）、内航海運組合連合会（※注3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）		

(注1) その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であること。

(注2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

(注3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

3 補助金額及び補助対象経費

(1) 補助金額

6,000千円以内（ただし、補助対象経費の1/2以内）

(2) 対象となる経費（補助対象経費）

項 目	内 容
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費 ※ソフトウェアも対象になります。
材料・消耗品費	試作品材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
技術指導費	A I ・ I o T を搭載した設備等の効率的な活用方法等について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等

4 応募方法

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、

①「事業計画書（別添様式）」

必ず別紙1～5を添付してください。

②「申請者の決算書（直近2カ年分）」を提出してください。

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

（個人事業主の方は②の代わりに直近2カ年分の確定申告書の写しを提出してください。）

※必要書類が揃っていない場合は申請書を受け取ることができませんのでよくご確認の上ご提出ください。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jisedaifund-setsubi.html>

(1) 募集期間

令和2年4月13日（月）から令和2年6月12日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先及び問い合わせ先

(公財) 石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部 (担当: 牧野、古川、高橋)
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F
TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

(4) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法 (予定)

提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

②審査基準

- ア) 申請内容が社会環境や顧客ニーズ等を的確に踏まえているか
- イ) 課題が明確か、課題に対する目標設定が妥当か
- ウ) 課題の解決方法が明確・妥当か
- エ) 省力化の効果や費用対効果が高いか
- オ) 課題の解決にあたり、AI・IoTを効果的に活用しているか

5 スケジュール (予定)

	時 期
審査・採択	6月上旬～7月下旬
事業開始	8月中

●【例示】「令和2年8月1日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ

- ・事業実施期間は、最長で令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間 (交付決定日から1年間) となります。

※補助金交付決定日は採択時にお知らせします。

- ・補助金の交付手続きは年度毎に行います (年度をまたぐ場合、2回手続きが必要です)。

年度	手続き	日付	実施内容
R2 年度	(1回目)	R2.8.1	①交付申請→②交付決定 (事業開始)
		R3.2.28	③実績・進捗報告→④補助金交付 (事業終了)
R3 年度	(2回目)	R3.4.1	①交付申請→②交付決定
		R3.7.31	③実績・成果報告→④補助金交付

最長
1年間

6 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、設備導入後の状況等について報告書の提出を求めることがあります。

(2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。